

文書番号：ISF-028-00

文書名：MDEO サービス契約約款

機密分類：公開

MDEOサービス契約約款

この「MDEOサービス契約約款」(以下『本約款』とします)は、株式会社ディーネット(以下『当社』とします)が提供する「MDEOサービス」(以下『当サービス』とします)の利用者である法人・個人及び団体(以下『契約者』とします)と、当社の間において、当サービスの利用に関する一切の関係を対して適用し、当社が提供する当サービスの利用を目的とする契約の内容及びその申込み方法等について定めます。

利用者がある契約者は利用契約の申込み前に本約款の内容を確認し、利用契約の申込みを行うに際しては本約款を必ず承諾するものとします。したがって、当サービスの利用は、本約款の内容を契約者が承諾している事を前提としています。

第1節 総則

第1条 (契約約款の適用)

当社は、本約款を定め、これに基づきサービスを提供します。また、当社が適宜定めた通知手段を用いて、随時、契約者に対して発表される諸規定は、本約款の一部として構成されるものとし、契約者はこれを承諾することとします。また、「通知」は、特定の契約者を対象とした個別通知以外に契約者全体に対する、「発表」もこれに含めるものとします。

第2条 (約款の変更)

当社は、契約者の了承を得ることなく本約款を変更することがあります。契約者はこれを承諾するものとします。この変更は14日前までにその旨を契約者に当社の提供する手段により通知又は発表するものとします。この場合には料金その他の提供内容及び提供条件は変更後の最新の本約款によります。

第3条 (用語の定義)

- MDEOサーバ：当サービスにより当社が提供する契約者専用のサーバ
- ドメイン：インターネットにおける、JPNIC(社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター)・JPRS(株式会社日本レジストリサービス)・NIC(Neighborhood Information Center)で割り当てられる組織を示す論理名称
- インターネット：JPNIC・JPRS・NICによって運営管理されたインターネットプロトコルの通信手順に基づいてコンピュータが相互に通信するための情報基盤設備と一連の情報通信サービス基盤
- 接続方式：契約者の利用するMDEOサーバの端末を、他社の接続設備を経由して接続すること
- 利用契約：利用者が当社から本約款に基づく当サービスの提供を受けるための契約
- 契約者：当社と利用契約を締結している法人・個人及び団体
- MDEOシステム：当社が提供する、当サービスを提供するためのコンピュータとネットワーク、それらを制御するソフトウェア、及び運用体制のこと
- MDEOマネジメントツール：当社が当サービス用に提供する、MDEOシステムの機能を利用するためのGUIソフトウェア
- 機密情報：下記のことをいいます。
 - 当社及び契約者が相手方に対して提出した書類(メール含む)
 - 打ち合わせ等によって知った当社及び契約者の営業、財務、人事、技術、個人情報(経済産業省が定めた範囲、以下同じ)についての一切の情報
 - 当社及び契約者が相手方に対し当サービスを遂行するに際し、知り得た一切の情報
- 機密資料：機密情報であり、且つ「紙」「データ」「電子媒体」。
- 従業員：正社員、契約社員、嘱託社員、派遣社員、パート、アルバイト等従業者。

第4条 (当サービスの基本サービス)

- 当社は、第3条第4項記載の接続方式を用いて一台のMDEOサーバを他の利用者と共用ではなく、契約者専用のMDEOサーバと利用することが出来るサービスを基本サービスとして提供します。
- 基本サービスにて提供するサービス内容の詳細は、別に定めるものとします。また、サービス内容の詳細は、当社が必要と判断した場合、契約者の承諾なしに変更することがあります。
- 契約者の依頼による1台のMDEOサーバの電源OFF/ON作業については、第29条(サポート)に規定するサポートとして1ヶ月あたり5回まで無償で行うものとします。
- 前項に定める1台のMDEOサーバの電源OFF/ON作業が1ヶ月あたり6回以上発生した場合は、第30条(料金等)に定めるその他費用として、契約者へ6回以上発生した回数に応じた費用を1ヶ月毎に請求するものとします。

第5条 (IPアドレス)

- 当社は、当サービスの提供に際して、当社が割り当てる割り当てる特定のIP(Internet Protocol)アドレスをMDEOサーバに割り当てます。
- 当社は、前項において定めるところにより割り当てたIPアドレスを第17条において定める利用契約の成立以降に契約者に知らせます。
- 当社は、本条第1項において定めるところにより割り当てたIPアドレスを予告なく変更する場合があります。
- 契約者は、本条第1項において定めるところにより割り当てたIPアドレスを、他契約者の当サービスの利用を妨げる恐れがあるため、契約者自身で変更することを禁止します。

第6条 (DNSサーバ)

- 当社は、第12条(当サービスのオプションサービス)規定のオプションサービスの提供に際して、MDEOサーバをドメインで利用することができるようにするため、当社のプライマリDNS(Domain Name System)サーバ及びセカンダリDNSサーバの機能を併せて提供します。ただし、契約者から特に申出があったときは、当社のプライマリDNSサーバ又はセカンダリDNSサーバの一方又は双方を提供しない場合があります。
- 当社は、プライマリDNSサーバ又はセカンダリDNSサーバの変更を行う場合、14日前までにその旨を契約者に当社の提供する手段により通知又は発表するものとします。但し、緊急性、重要性によっては、契約者に変更を行うことについての事前連絡及び事後連絡をしない場合があるものとし、契約者はそれを認めるものとします。

第7条 (基本ドメイン名)

- 契約者は、第12条(当サービスのオプションサービス)規定のオプションサービスの提供に際して、ひとつの利用契約につきひとつのドメイン名を基本ドメイン名として使用するとします。但し、基本ドメイン名を必要としない用途でMDEOサーバを利用する場合についてはこの限りではありません。
- 前項に定める基本ドメイン名は、第12条(当サービスのオプションサービス)規定のオプションサービスを申し込む際に当社に通知する必要があります。
- 契約者は、基本ドメイン名を当サービスの利用中に異なるものに変更することはできません。

第8条 (MDEOサーバの管理)

- 契約者はMDEOサーバの管理権限(以下『ルート権限』とします)を適切に保持、利用し、MDEOサーバを契約者の責任において適切に管理することとします。但し、契約者と当社が合意の上、当社が契約者の利用するMDEOサーバの一部または全ての管理を行うことがあります。また、その場合、ルート権限を当社が預かることがあります。
- MDEOサーバについて次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、契約者の責任において適切にそのMDEOサーバの補修を行うこととします。
 - MDEOサーバが故障し、これが正常に動作しないとき
 - MDEOサーバが第三者によって不正にアクセスされる等の危険性が生じたとき
 - MDEOサーバが第三者によって不正にアクセスされ、その基本ソフトウェア又はその他の機能が不正に変更されたとき
 - MDEOサーバがコンピュータウイルスに感染したとき
- 契約者は、当社がそのMDEOサーバを設置する当社のデータセンターに入館することができません。本条第1項及び本条第2項において定めるMDEOサーバの管理は、インターネットを経由した遠隔操作によりこれを行うこととします。但し、当社が別途定める第12条(当サービスのオプションサービス)規定のオプションサービスを契約者が利用する場合は、この限りではないものとします。
- 当社は、MDEOサーバに保存されたデータ等について、その毀滅に備えてあらかじめその複製を行いません。また、何らかの事由により毀滅した場合、これを復元しません。但し、契約者が別途定める第12条(当サービスのオプションサービス)規定のオプションサービスを利用する場合は、この限りではないものとします。
- MDEOサーバに保存されたデータ等は、MDEOサーバの機器故障等により毀滅する場合があります。契約者は予めそのことを承諾することとし、MDEOサーバに保存されたデータ等をバックアップする等の然るべき対策を講ずることとします。
- 本条第1項において定めるところにより、当社が契約者の利用するMDEOサーバのルート権限を預かる場合において、契約者の依頼により当社から契約者へ一時的にルート権限を譲渡した場合、譲渡期間中に契約者がMDEOサーバに対して実施した作業内容によっては、当社が当社によるMDEOサーバの適切な保守が不可能と判断しルート権限の返却を拒絶することがあるものとし、契約者はそれを認めるものとします。

第9条 (当社が自発的に行う補修)

- MDEOサーバについて前条第2項各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、当社は、第10条(当社が契約者の依頼に基づき行う補修)に定める契約者から補修の依頼がない場合であっても、次の各号に掲げるものの中かいずれかの方法を選んでそのMDEOサーバの補修を行うことがあります。
 - MDEOサーバの筐体の取替
 - MDEOサーバにインストール済みのソフトウェアの再インストール
 - MDEOサーバが第三者によって不正にアクセスされる等の危険性が生じたとき、その危険性を解消するために修正プログラム等の適用
 - その他の補修
- 当社は、前項に基づきMDEOサーバの補修を行う場合、補修の緊急性、重要性によっては、契約者に補修を行うことについての事前連絡及び事後連絡をしない場合があるものとし、契約者はそれを認めるものとします。但し、このことにより契約者のMDEOサーバの利用に何らかの影響を及ぼすことと懸念される場合は、この限りではないものとします。

第10条 (当社が契約者の依頼に基づき行う補修)

- MDEOサーバについて第8条第2項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合において、契約者による補修を行うことができないときは、前条第1項各号に掲げるものの中かいずれかの方法を選んでそのMDEOサーバの補修を当社に依頼することとします。この補修の依頼は、当社が別に定める第12条(当サービスのオプションサービス)規定のオプションサービスを利用することで行うことができます。
- 当社は、前項に基づき契約者の依頼によってMDEOサーバの補修を行う場合、補修の緊急性、重要性によっては、契約者に補修を行うことについての事前連絡及び事後連絡をしない場合があるものとし、契約者はそれを認めるものとします。但し、このことにより契約者のMDEOサーバの利用に何らかの影響を及ぼすことと懸念される場合は、この限りではないものとします。

第11条 (パスワード等の管理)

- 契約者は、当社が契約者に発行したユーザーID及びパスワード(以下『パスワード等』とします)を善良な管理者の注意をもって適切に管理する責任を負うものとし、パスワードが他に漏れないように注意を尽くさなければなりません。また、パスワードを紛失した場合は速やかに当社に届け出るものとします。
- 当社は、当社が運用する各種のサーバ(MDEOサーバを含む。以下『当社のサーバ』とします)に、契約者に対してアクセス権限の有無を確かめる機能(以下『パスワード照合機能』とします)を使用する場合があります。パスワード照合機能は、契約者が入力したパスワード等を構成する文字列が、当社が契約者に発行したパスワード等を構成する文字列と一致するときはアクセス権限があるものとして取扱います。

第12条 (当サービスのオプションサービス)

- 当社は、契約者から特に申出があったときは、当社が提示する条件に承諾する場合のみ当社の定める範囲で別に定めるオプションサービスを第4条の基本サービスに付加して提供します。またオプションサービスにて提供するサービス内容の詳細は、別に定めるものとします。
 - 当社は、本項に基づき当社が定めるオプションサービスの内容を当社が必要と判断した場合、契約者の承諾なしに予告なく変更する場合があります。
 - 契約者は、本項に基づき当社が契約者に提供するオプションサービスの全部又は一部について、いつでもその利用を中止することができます。
 - 前号の場合、契約者は当社の定める方式によりのみ当社に対して当該オプションサービスの利用を中止する旨の通知を行うことができます。
 - 契約者は、前号において定めるところよりオプションサービスの利用を取り止める旨の通知を行ったときは、その通知が当社に到達した日をもって当該オプションサービスを利用する権利を失うものとします。
 - 契約者は、本項第2号において定めるところによりオプションサービスの利用を取り止めた場合であっても、すでに当社に支払った本来の当該オプションサービスを利用することができず期間の満了日までの間のオプションサービスに関する料金の全部又は一部の償還を受けることはできません。
- 当社は、前項において定めるオプションサービスの設定及び作業対応について、その必要性の有無を適宜、当社によって精査の上で決定し設定及び作業対応を実施するものとし、契約者はそ

れを認めるものとします。

- 当社は、契約者からのオプションサービスの申込みに対し、契約者の当サービスの利用状況において当社の定める一定の条件を充足しない場合は、契約者からのオプションサービスの申込みを受付けない場合があります。

第2節 利用契約

第13条 (契約期間)

- 当サービスの契約期間は、第17条(利用契約の成立)規定の利用契約が成立した時から、翌月の月末までの1ヶ月間とします。
- 契約者が、前項に定める契約期間中に第27条(契約者が行う利用契約の解除)規定の利用契約の解除を行わない限り、当契約は自動的に1ヶ月間更新されるものとし、以後、毎月同様に第27条(契約者が行う利用契約の解除)規定の利用契約の解除を行わない限り、当契約は自動的に1ヶ月間更新されていくものとします。

第14条 (利用起算日)

利用期間の起算日は、第17条(利用契約の成立)規定の利用契約の成立となった日とします。

第15条 (利用契約の単位)

契約者として、当社との間に利用契約を締結できる方は、ひとつの利用契約につき法人、一団体又は一個人のいずれかに限ります。

第3節 利用申込等

第16条 (利用申込)

利用契約の申込みをする法人・個人及び団体(以下『申込者』とします)は、当社が別に定める申込に関する資料(以下『申込用紙』とします)に必要事項を記入して当社に提出するものとします。

第17条 (利用契約の成立)

利用契約は、前条で申込者が提出した「申込用紙」に対して、当社が承諾を行い、当社が定めた通知手段を用いた承諾の通知をした時に成立します。申込者はこの時点から契約者となります。

第18条 (申込の拒絶)

1. 当社は、承諾の申込者が次の項目に該当する場合には、利用契約の申込を承諾を行わない場合があります。

- 当該申込に係わる利用契約上の義務を怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - 第22条(提供の停止)のいずれかの事由に該当するおそれがある場合
 - 「申込用紙」に偽名などの虚偽の事実を記載した場合
 - その他前各号に準ずる場合で、当社が利用契約の締結を適当でないと判断した場合
2. 前項の場合、当社は承諾を行わない旨を申込者に通知致しません。

第4節 契約事項の変更等

第19条 (法人又は団体契約上の地位継承)

- 契約者である法人又は団体の合併により契約者の地位が継承された場合、当該地位を継承した法人又は団体は、速やかに当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとします。
- 前条(申込の拒絶)の規定は前項の場合についても準用します。

第20条 (契約者の氏名等の変更)

契約者は、その氏名、名称、住所あるいは料金引き落とし口座の利用に関する事項等に変更があったときは、速やかに当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとします。

第21条 (契約内容の変更)

- 契約者は利用契約の申込時際に「申込用紙」に記載した事項について変更があったときは、その旨及び変更の内容を速やかに当社に届出ることとします。この変更の届出は、当社が別に定める方法によりこれを行うこととします。
- 契約者は当サービスの契約内容を変更する場合は、当社が別に定める「申込用紙」に必要事項を記入して当社に提出することとします。
- 本条第1項及び本条第2項の契約内容の変更において、当サービスのサービスメニューの内容によっては契約内容の変更ができない場合があることを契約者は認めるものとします。
- 本条第1項及び本条第2項の変更の届出が当社に到達し、且つ、当社が変更の事実を確認するまでは、当サービスの契約内容の変更はないものとして当サービスの提供及び利用契約に関するその他の作業を行います。

第5節 提供の停止

第22条 (提供の停止)

当社は、契約者が次の項目のいずれかに該当する場合には、利用契約に基づく当サービスの提供を何ら事前に通知及び勧告することなく停止することがあります。

- 利用契約に基づく当サービスの第30条に定める料金等、第33条に定める特別利用料金、第34条に定める遅延損害金を、支払期限を経過してもなお支払わないとき
- 契約者が指定した料金引き落とし口座から引き落としができなかった場合
- 国内外の諸法令又は公序良俗に反する様態においてサービスを利用したとき
- 風俗、アグルトに関する情報、未成年者や青少年の利用を制限する情報を流したとき、又はそれに類するかあるいは不適当と当社が判断した情報を流したとき
- 当社、他の契約者又は第三者の著作権、財産及びプライバシーを侵害する場合
- 当社、他の契約者又は第三者を著述権に侵害する情報を流したとき
- 利用契約の「申込用紙」に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- 契約者が利用するMDEOサーバのセキュリティホール等に対して、第三者からのハッキング行為等の不正アクセスによって他の契約者に影響を及ぼす恐れがある場合
- そのほか当社が契約者として不適当と判断した場合
- （1）契約者が利用するMDEOサーバ内にあるファイアウォールに関する設定が変更された場合
 - 契約者が利用するMDEOサーバに内蔵されているハードディスクにアクセスした場合
 - 契約者が意図的に他の契約者のMDEOサーバへアクセスした場合、又はアクセスを試みた痕跡が認められた場合
 - 契約者がMDEOシステムに対して、許可された通信方法、通信プロトコル以外でアクセスした場合、もしくはアクセスを試みた痕跡が認められた場合
- （1）契約者が他契約者のMDEOサーバ、又はMDEOシステムの

文書番号：ISF-028-00

文書名：MDEO サービス契約約款

機密分類：公開

とします。

2. 当社は契約者が当社のサービスの利用によって第三者との間で法的又は社会的な係争関係に置かれた場合でも、これらの係争について当社は損害賠償責任その他何ら責任を負わないものとします。

第40条（損害賠償）

当サービスの利用に関し、本約款に基づき当社が損害賠償責任を負う場合、当社は契約者に現実生じた通常の直接損害に対して、通常のMDEOサービスを利用した場合に要する月間費用の1ヶ月分を限度額として賠償責任を負うものとします。但し、逸失利益及び間接損害等の特別な事情により生じた損害については、当社は賠償責任を負いません。

第9節 その他

第41条（サービス利用様態の制限）

契約者が、サービスの利用に関して使用するドメイン名は契約者の希望するものとし、IPアドレスについては当社が指定するものとします。

第42条（ドメインの所有権）

第12条（当サービスのオプションサービス）規定のオプションサービスの提供に際して、契約者の申請に基づき当社が申請代行して取得したドメインについての所有権は契約者に帰属します。

第43条（ソフトウェアの使用条件の遵守）

契約者は、当サービスの利用に関して当社から提供するソフトウェアを利用する場合には、当社がそのソフトウェアに関して別途定める使用条件を遵守するものとします。

第44条（第三者への業務委託）

1. 当社は、当サービスの業務を行う上で当社が適正と判断した第三者に当サービスの業務の全部又は一部を委託する場合があるものとし、契約者はそれを認めるものとします。

2. 前項に定める内容において、当社は契約者が当サービスの申込み時に開示した情報を第三者へ開示することがあるものとし、契約者はそれを認めるものとします。

第45条（クレンジングオフ）

契約者が、当社の当サービス用WEBサイトより当サービスをお申込み又は利用契約の締結をされた場合、お申込み日を含めて8日間は当該利用契約の申込みの撤回又は当該利用契約の解除を当社所定の方法により行うことができるものとします。

第46条（当社からの連絡）

1. 当社は、当サービスを契約者に提供するにあたり、必要があるときは当社が適宜定めた通知手段を用いて契約者に対して一定の事項について連絡を行うことがあります。

2. 当社が契約者に連絡する事項は、当社が当サービスを契約者に提供するために必要なものです。従って、当社が契約者に連絡した事項に当サービス利用上の問題となる点、不明な点があるときは、契約者は速やかに当社に申出ることとします。

3. 当社は、当社が契約者に連絡する事項の内容を契約者が理解しているものとして当サービスの提供及び利用契約に関する作業を行います。

第47条（当社からの問い合わせ）

1. 当社は、当サービスを契約者に提供するにあたり、必要な手続きがあるときは当社が適宜定めた通知手段を用いて契約者に対して一定の事項について問い合わせを行うことがあります。

2. 当社が契約者に問い合わせする事項は、当社が当サービスを契約者に提供するために必要なものです。従って、当社が契約者に問い合わせした事項に当サービス利用上の問題となる点、不明な点があるときは速やかに当社に問い合わせてください。

3. 当社は、当社が契約者に問い合わせを行った日から1ヶ月を経過しても契約者が当社に対して必要な応答を行わず、このために当社が当サービスを契約者に提供するにあたり作業を行うことができないときは、契約者に対する当サービスの全部又は一部の提供を取り止めることがあります。

第48条（MDEOマネジメントツール）

当社は、MDEOマネジメントツールの仕様を契約者の承諾無く変更することがあるものとし、契約者はそれを認めるものとします。

第49条（準拠法）

当利用契約の準拠法は、日本国の法令とします。

第50条（裁判管轄）

当利用契約に関する訴えについては、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。他の裁判所について生じる法定管轄は、本案における合意をもってこれを排除します。

第51条（紛争の解決のための努力）

当利用契約に関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神に基づき誠実に解決のための努力をするものとします。

付則（2005年8月1日作定）

本約款は、2005年8月1日に作定し、2005年9月1日から実施します。

付則（2005年10月1日改定）

本約款は、2005年10月1日に改定し、即日実施します。

付則（2005年11月1日改定）

本約款は、2005年11月1日に改定し、即日実施します。

付則（2005年12月1日改定）

本約款は、2005年12月1日に改定し、即日実施します。

付則（2006年3月1日改定）

本約款は、2006年3月1日に改定し、即日実施します。

付則（2006年6月1日改定）

本約款は、2006年6月1日に改定し、即日実施します。